

議第 38 号

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
について

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年下呂市条例第83号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（償還等）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）</u></p> <p>第16条 <u>下呂市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、下呂市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第17条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（償還等）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第16条 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 法に災害援護資金に係る償還金の支払猶予の規定がなされ、それに伴い償還免除事由の拡大や災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求めることができるようになることを規定します。

（第 15 条関係）

(2) 市町村は災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされたため、審議会の設置について規定します。

（第 16 条関係）

(3) この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）